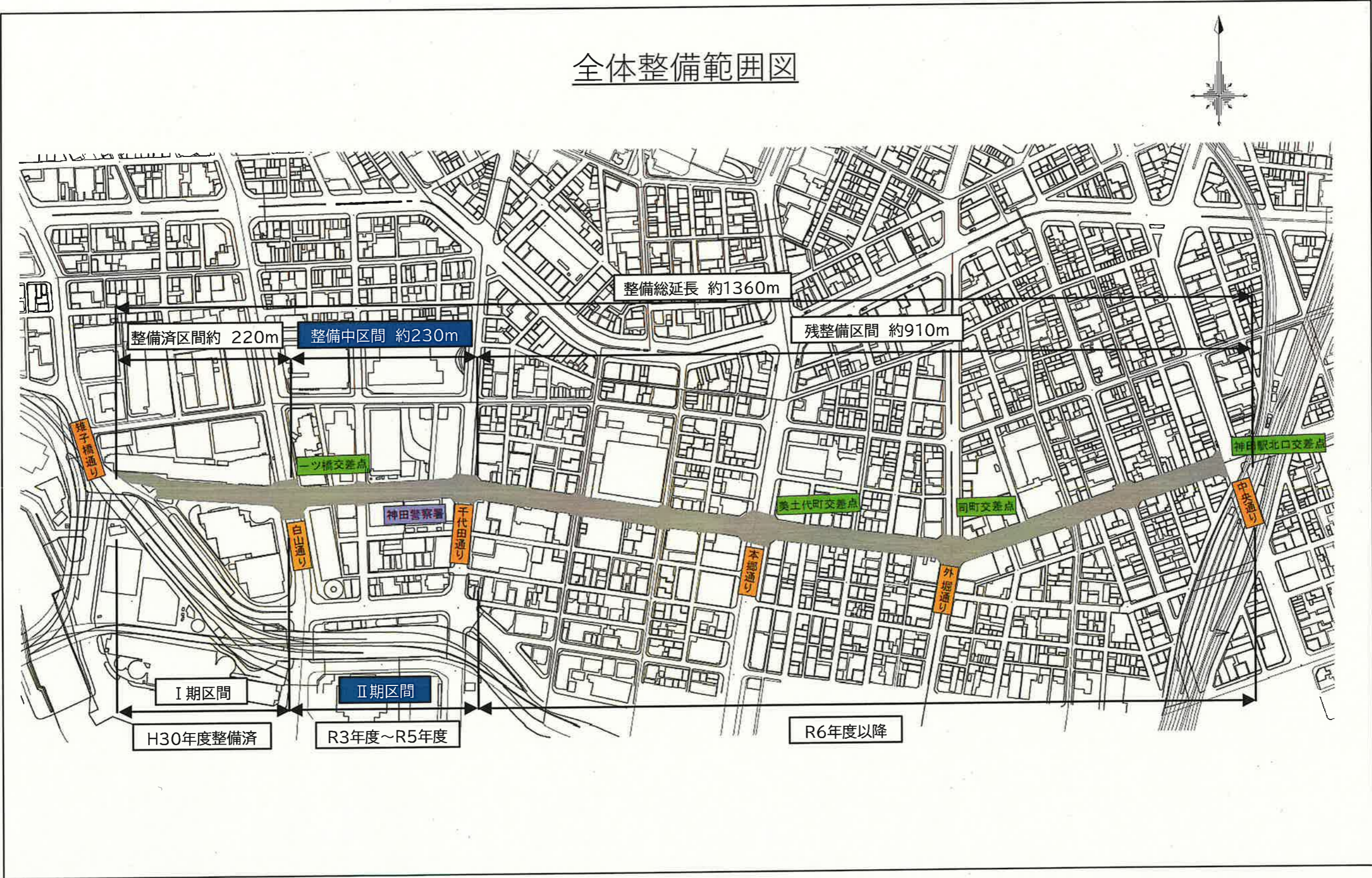
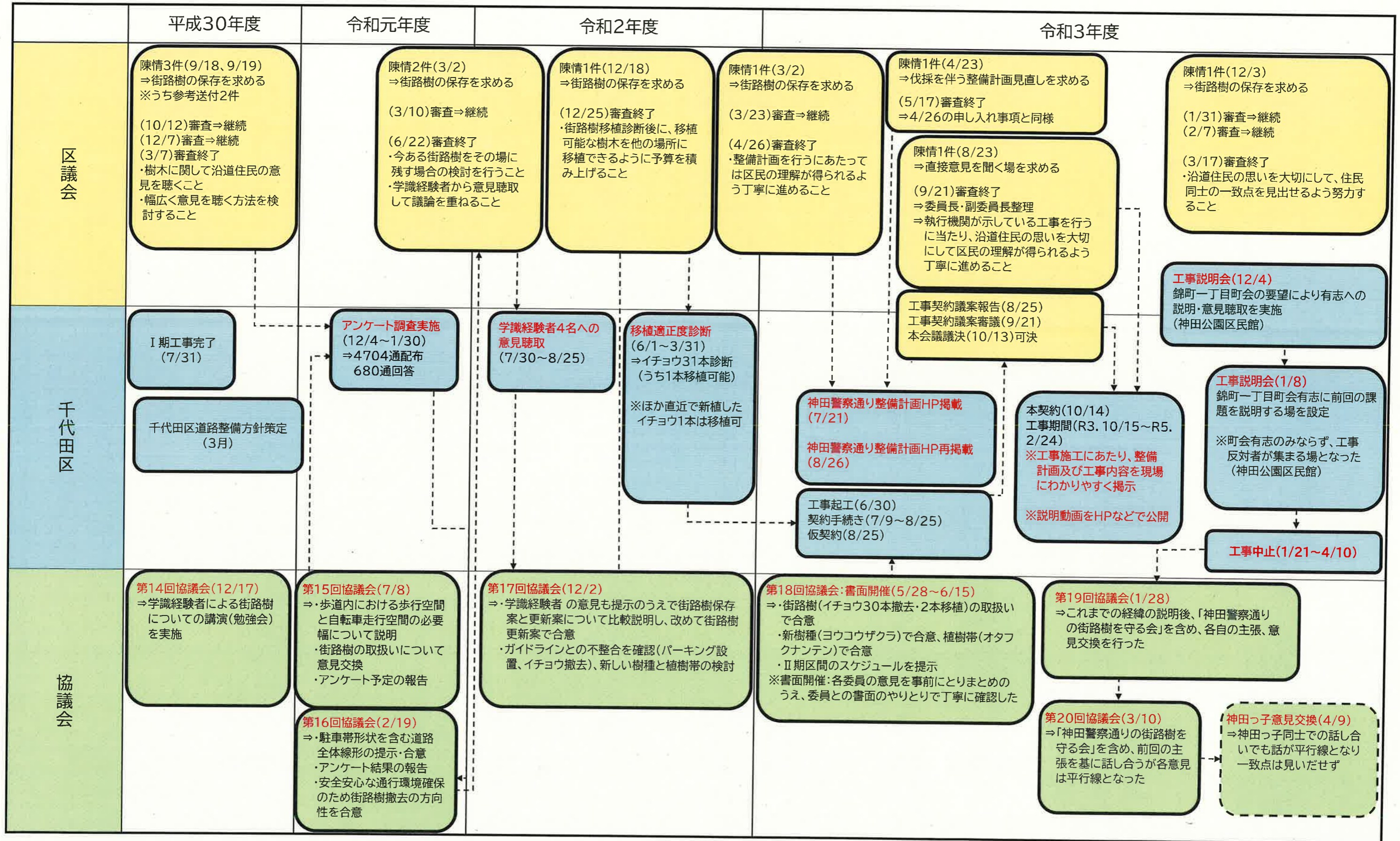


神田警察通りⅡ期区間整備の経緯

全体整備範囲図



### 神田警察通りⅡ期区間整備の経緯(R3年度まで)



# 神田警察通りⅡ期区間整備の経緯(R5.12.19時点)

	令和4年度			令和5年度		
区議会	<p>陳情3件(4/14、4/15、4/25) ⇒街路樹の保存を求める</p> <p>(4/25)審査終了【不採択】 ・大変苦渋な選択だが委員長として結論を出すべきと判断</p>	<p>陳情2件(7/4、7/7) ⇒街路樹更新を含む工事の早期実施を求める ⇒工事の設計変更を求める</p> <p>(7/11)審査⇒継続 (8/1)審査終了 ⇒今後とも、街路樹更新に反対の方々と道路整備に賛成の方々が少しでも歩み寄れるような方策を見出していく努力を継続していくこと</p>	<p>陳情2件(2/13、2/20) ⇒工事の中断と調整を求める ⇒住民アンケートについて調査を求める</p> <p>(3/8)審査終了 ⇒工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うこと ⇒道路整備方針や参画・協働ガイドラインに基づき協議し、丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めること</p>	<p>陳情2件(5/10、6/19) ⇒ホームページ掲載文の削除を求める ⇒伐採を伴う工事中断と対話を求める</p> <p>(7/7)審査⇒継続</p> <p>(7/25)審査終了 ⇒議会としてもその推移を見守りながら、地域の理解が得られる道路整備に向けて適宜執行機関から報告を受けていくものとする</p>	<p>陳情1件(8/21) ⇒工事の一時中断を求める</p> <p>(9/5)審査⇒継続 (10/13)審査⇒継続 (12/8)審査⇒継続</p> <p>(12/14)審査終了 ⇒事業を進めるにあたり、協議会の状況、皆さんのご意見を委員会に報告すること</p>	<p>陳情1件(11/30) ⇒協議会への参加を求める</p> <p>(12/8)審査⇒継続</p> <p>(12/14)審査終了 ⇒協議会の状況、皆さんのご意見を委員会に報告すること</p>
千代田区	<p><b>作業実施(4/25)</b> 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為により工事が実施できず</p> <p><b>作業実施(4/26)</b> 工事反対者らが作業帯内に侵入するなどの妨害行為により予定工事の一部が実施できず (枯損木伐採工2本実施)</p>	<p><b>作業実施(6/29)</b> 舗装切断工・試掘工のための作業帯内での工事反対者らの座り込みなどの妨害行為により工事が実施できず</p> <p><b>作業実施(6/30～7/6)</b> 樹木に影響のない工事として工事反対者らに説明し、舗装切断工、試掘工を実施</p> <p><b>作業実施(7/7)</b> 街渠樹設置工のための作業帯内での工事反対者らの居座りなどの妨害行為により工事が実施できず</p>	<p><b>作業実施(2/6)</b> 工事反対者らは現れず、枯損木伐採工4本を実施</p>	<p><b>作業実施(4/11)</b> 工事反対者らによる区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為や作業帯内への侵入、樹木への抱きつきなどの妨害行為により工事が実施できず</p>	<p><b>作業実施(11/28)</b> 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつく等の妨害行為により予定工事の一部が実施できず (枯損木伐採工1本実施)</p> <p><b>作業実施(11/29～30)</b> 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為により工事が実施できず</p>	
協議会等	<p><b>神田っ子意見交換(4/9)</b> 神田っ子同士の話し合い実施 話が平行線となり一致点見出せず</p>			<p>第21回協議会(12/19)</p>		
訴訟等	<p>○国家賠償法に基づく損害賠償請求事件 提訴(5/6)</p> <p>【原告主張】 住民らのまちづくりに参画する権利・利益を侵害</p> <p>【期日】 ①7/12②9/6③10/25 ④11/29⑤1/24</p> <p><b>訴訟判決(3/22)</b> 原告側の一切の主張を棄却 事実関係を総合的に判断すれば、住民の権利・利益が侵害されたということはない</p>			<p>○国家賠償法に基づく損害賠償請求 控訴事件 控訴(3/31)</p> <p>【期日】 ①8/30</p> <p><b>訴訟高裁判決(10/18)</b> 原告側の一切の主張を棄却 控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えない</p> <p>★判決確定(11/7) 期限までに上告手続きなし</p>		
	<p>○住民監査請求 本件工事契約は違法または不当である (4/21) <b>棄却 6/17</b></p> <p>○住民監査請求 契約の議決は無効、前払金の返還残代金支払いの差止め (5/17) <b>棄却 7/14</b></p>			<p>○地方自治法に基づく住民訴訟事件 提訴①(7/11) 提訴②(共同訴訟)(8/8)</p> <p>【原告主張】 ・前払金支払の違法性に関する損害賠償 ・工事代金を支払ってはならない義務付けを求める ・工事の一時中止の通知をしないことが違法</p> <p>【期日】 ①11/8②1/17③3/16④5/16 ⑤7/20⑥10/2⑦11/21</p> <p style="text-align: right;">継続中</p>		